

## 委 第 2 号

### 長野県議会委員会条例の一部を改正する 条例（案）

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号のうち「観光部」を「観光スポーツ部」に改める。

第3条第3項中「第7条（（常任委員の任期中における委員の変更及びその任期））第2項」を「第7条（（常任委員の任期中における委員の変更及びその任期））第3項」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の作成は、議長が定めるところにより、当該会議録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている産業観光企業委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された産業観光企業委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたもの

とみなす。

(提案理由)

委員会条例に規定する手続について電子情報処理組織を使用する方法等により行うことが可能となるよう、必要な事項を定めるとともに、知事の事務部局の組織に関する条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の改正を行うほか、所要の改正を行う。